

造林事業および素材生産事業に関する一般競争入札(総合評価落札方式含む)における入札公告及び事業入札説明書に係る主な改正点

新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後 ※令和5年11月1日以降公告	現 行 ※令和5年10月31日以前公告
<p style="text-align: right;">入札公告(一般競争入札)</p> <p>3 競争参加資格の確認等                      (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法                      ア 提出期間: (略)                      イ 提出場所: 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇                      〇〇森林管理(支)署 〇〇グループ〇〇担当                      電話 〇-〇〇-〇〇〇〇  <u>メールアドレス 〇〇〇〇@maff.go.jp</u>                      ウ 提出方法: (a)システムを用いて提出する場合                      詳細は入札説明書による。                      (b)紙入札の場合                      入札説明書に示す様式により、<u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。</u>持参又は郵送による場合は、<u>代表者又はそれに代わる者がイの場所に提出するものとする。</u>                      なお、申請書をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には、紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による申請書を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。</p> <p>4 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明                      (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。                      ア・イ (略)                      ウ 提出方法: <u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。</u>持参又は郵送による場合は<u>代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p> <p>6 入札説明書に対する質問                      (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。                      ウ 提出方法: 書面は、<u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。</u>持参又は郵送による場合は、<u>代表者又はそれに代わる者がイの場所に提出するものとする。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p>	<p style="text-align: right;">入札公告(一般競争入札)</p> <p>3 競争参加資格の確認等                      (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法                      ア 提出期間: (略)                      イ 提出場所: 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇                      〇〇森林管理(支)署 〇〇グループ〇〇担当                      電話 〇-〇〇-〇〇〇〇  <u>(新設)</u>                      ウ 提出方法: (a)システムを用いて提出する場合                      詳細は入札説明書による。                      (b)紙入札の場合                      入札説明書に示す様式により、<u>代表者又はそれに代わる者がイの場所に</u>持参又は郵送により提出するものとし、<u>電送によるものは受け付けない。</u>                      なお、申請書をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には、紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による申請書を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。</p> <p>4 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明                      (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。                      ア・イ (略)                      ウ 提出方法: 持参又は郵送により提出すること。<u>電送によるものは受け付けない。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p> <p>6 入札説明書に対する質問                      (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。                      ウ 提出方法: 書面は、<u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。</u>持参又は郵送による場合は、<u>代表者又はそれに代わる者がイの場所に提出するものとする。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p>

事業入札説明書(一般競争入札、総合評価落札方式 共通)

事業入札説明書(一般競争入札、総合評価落札方式 共通)

20 その他

- (8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

入札公告(総合評価落札方式)

3 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

- (3) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：(略)

イ 提出場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇  
〇〇森林管理(支)署 〇〇グループ〇〇担当  
電話 〇-〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇〇@maff.go.jp

【各(支)署の共通メールアドレスを記載する】

ウ 提出方法：(a) (略)

(b) 紙入札の場合

入札説明書に示す様式により、代表者又はそれに代わる者がイの場所に持参又は郵送により提出する。

なお、申請書をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による申請書を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。

(c) 電子メールの場合

入札説明書に示す様式により、(3)イに規定するメールアドレスまで提出し、提出した旨を電話により通知すること。

7 その他

- (4) 落札者の決定方法等

ア 評価の基準

評価項目	評価基準	評価点
【企業の信頼性】		配点244
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者雇用推進法に基づく「ユースエール認定」の取得又は若手技能者(35歳未満)の育成等に取り組んでいる。</li> <li>女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」の認定の実績がある。</li> <li>次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の実績がある。</li> </ul>	点

20.その他

(新設)

入札公告(総合評価落札方式)

3 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

- (3) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：(略)

イ 提出場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇  
〇〇森林管理(支)署 〇〇グループ〇〇担当  
電話 〇-〇〇-〇〇〇〇

(新設)

ウ 提出方法：(a) (略)

(b) 紙入札の場合

入札説明書に示す様式により、代表者又はそれに代わる者がイの場所に持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、申請書をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による申請書を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。

(新設)

7 その他

- (4) 落札者の決定方法等

ア 評価の基準

評価項目	評価基準	評価点
【企業の信頼性】		配点244
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者雇用推進法に基づく「ユースエール認定」の取得又は若手技能者(35歳未満)の育成等に取り組んでいる。</li> <li>女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」の申請に係る<u>一般事業主行動計画を策定している。</u></li> <li>次世代法に基づく「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」等取得している。</li> </ul>	点

賃上げの実施を表明した企業等	【大企業】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。	①一貫作業システムかつ複数年事業に該当する
	【中小企業等】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。	②一貫作業システム又は複数年事業に該当する
		③前述①②に該当しない

賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。【大企業】	(新設)
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。【中小企業等】	(新設)
		(新設)

事業入札説明書(総合評価落札方式)

事業入札説明書(総合評価落札方式)

5 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

(1) 本競争の参加希望者は、上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び作成要領を参考に作成した技術提案書を併せて提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていないものも次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(18)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時(入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで)において4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時(入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで)において4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下によりシステムを用いて提出することができる。紙入札の場合は、持参又は郵送による提出とし、電子メールによる提出も可能とする。

【システムによる提出の場合】

①～④ (略)

【紙入札方式による提出の場合】

①・② (略)

【電子メールによる提出の場合】

① 受付期間: 入札公告の3(3)アのとおり

② 提出方法: 入札公告の3(3)ウのとおり

6 競争資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

③ 提出方法: 原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

7 技術提案が採用されなかった者等に対する理由の説明

(2) 通知結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い書面により、理由

5. 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

(1) 本競争の参加希望者は、上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び作成要領を参考に作成した技術提案書を併せて提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていないものも次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(18)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時(入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで)において4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時(入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで)において4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下によりシステムを用いて提出することができる。紙入札の場合は、持参又は郵送すること。

【システムによる提出の場合】

①～④ (略)

【紙入札方式による提出の場合】

①・② (略)

(新設)

6. 競争資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

③ 提出方法: 持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

7. 技術提案が採用されなかった者等に対する理由の説明

(2) 通知結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い書面により、理由に

<p>についての説明を求めることができる。</p> <p>④ その他：書面は、<u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p> <p>8 再苦情申立て</p> <p>(1) 7の(3)に掲げる回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対し、次に従い書面により、再苦情を申立てることができる。</p> <p>③ その他：書面は、<u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p> <p>9 入札説明書に対する質問</p> <p>(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。</p> <p>③ 提出方法：書面は、<u>原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が②の場所に提出するものとする。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p>	<p>についての説明を求めることができる。</p> <p>④ その他：書面を<u>持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p> <p>8. 再苦情申立て</p> <p>(1) 7の(3)に掲げる回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対し、次に従い書面により、再苦情を申立てることができる。</p> <p>③ その他：書面を<u>持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p> <p>9. 入札説明書に対する質問</p> <p>(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。</p> <p>③ 提出方法：書面を<u>持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。</u>なお、郵送の場合は期限内必着とする。</p>
---	---